

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、<u>磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条第1項第2号において同じ。)</u>その他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>2 (略)</p> <p>(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)がその総ページの3分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) <u>録画テープ、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるもの(以下この号において「録画テープ等」という。)</u>であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は<u>録画テープ等の倫理上の審査を行う団体</u>で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの</p> <p>2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。</p> <p><u>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u></p> <p>第38条の2 何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規</p>	<p>(定義)</p> <p>第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、<u>フロッピーディスク</u>その他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>2 (略)</p> <p>(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)がその総ページの3分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 録画テープ<u>又は録画盤</u>であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は<u>録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する団体</u>で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの</p> <p>2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</u> <u>(平成11年法律第52号) 第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第1号において同じ。)</u>の提供を求めてはならない。</p> <p><u>(1) 当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。</u></p> <p><u>(2) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。</u></p> <p><u>(3) 当該青少年が13歳未満の者であるとき。</u></p> <p>第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第27条第3項の規定による命令に従わなかった者</p> <p><u>(3) 常習として第38条の2の規定に違反した者</u></p> <p>第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による指定により禁止された興行を青少年に観覧させた者</p> <p>(2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第34条の規定に違反した者(前条に該当する場合を除く。)</p> <p><u>(4) 第38条の2の規定に違反した者(第59条第3号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>(5) 第40条、第41条又は第42条第1項の規定に違反した者</u></p> <p><u>(6) 第42条第2項の規定による命令に従わなかった者</u></p>	<p>第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第27条第1項又は第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第27条第3項の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(新設)</p> <p>第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による指定により禁止された興行を青少年に観覧させた者</p> <p>(2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第34条の規定に違反した者(前条に該当する場合を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 第40条、第41条又は第42条第1項の規定に違反した者</u></p> <p><u>(5) 第42条第2項の規定による命令に従わなかった者</u></p>